

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年8月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900336号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000030号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成28年9月1日から平成29年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年9月から平成29年2月までの標準報酬月額については、22万円から26万円とする。

平成28年9月から平成29年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年3月1日から平成30年4月1日まで

A社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額の記録が、通勤費を含めないで決定されている。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、平成28年3月1日から平成29年9月1日までは22万円、平成29年9月1日から平成30年4月1日までは26万円と記録されていたところ、請求者が年金記録訂正請求書兼年金記録に係る確認調査申立書を提出した平成31年4月9日(以下「訂正請求日」という。)より後の令和元年12月4日付で、平成28年9月から平成29年8月までの期間に係る標準報酬月額は22万円から26万円に訂正されていることが確認できる。

なお、平成28年9月1日から平成29年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(訂正前の22万円を除く。)として記録されている。

2 請求期間のうち、平成28年9月1日から平成29年3月1日までの期間について、日本年金機構は、A社から提出された平成28年9月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、請求者に係る報酬月額がすべて0円とされていたことから、標準報酬月額を保険者算定により22万円に決定したことについて、同社から出勤簿及び賃金台帳の提出があっ

たにもかかわらず、保険者算定とした事務処理は確認不足であり、本来決定すべき標準報酬月額額は26万円である旨回答している。

また、請求者から提出された給与明細書（以下「給与明細書」という。）及びA社から提出された請求者に係る年間集計表（以下「年間集計表」という。）により、請求者の平成28年9月から平成29年2月までの期間に係る請求者の標準報酬月額額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額に基づく標準報酬月額は26万円であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者の平成28年9月1日から平成29年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については26万円に訂正することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成28年3月1日から同年9月1日までの期間について、日本年金機構は当該期間の標準報酬月額額は22万円が妥当である旨回答しており、事業主は、請求者に係る給与は月末締め、翌月25日払いで、保険料は翌月控除である旨回答しているところ、給与明細書及び年間集計表によると、当該期間のうち、同年3月1日から同年7月1日までの期間は、事業主により厚生年金保険料が控除されておらず、同年7月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、当該認定額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える場合に認定することとなる。

このほか、請求者の請求期間のうち、平成28年3月1日から同年9月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成28年3月1日から同年9月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間のうち、平成29年3月1日から平成30年4月1日までの期間については、訂正請求日において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき認定することとなるところ、当該期間のうち、平成29年3月1日から同年9月1日までの期間については、前述したとおり、訂正請求日の後に標準報酬月額が22万円から26万円に訂正されており、給与明細書及び年間集計表により確認できる平成29年9月1日から平成30年4月1日までの期間に係る標準報酬月額額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額に基づく標準報酬月額(26万円)は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額と一致していることが認められる。

このことから、請求期間のうち、平成29年3月1日から平成30年4月1日までの期間については、請求者のA社における標準報酬月額額の記録の訂正を行う必要は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900754号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000014号

第1 結論

昭和60年4月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月から同年10月まで

私は、時期は覚えていないが、役所から年金に係る支払いを促す書類が届き、父から「そういうものは納付した方がいい。」と言われたので、区役所の出張所へ行き、まとめて納付した覚えがある。請求期間は、国民年金の未加入期間とされ納付記録もないので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、役所から年金に係る支払いを促す書類が届き、父の勧めもあり、区役所の出張所でまとめて納付した旨主張し、請求期間に係る国民年金保険料の納付記録について記録訂正を求めている。

しかしながら、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に係る国民年金手帳の記号番号を確認することはできず、請求期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求者は、国民年金の加入手続並びに国民年金保険料の納付時期及び納付金額の記憶が不明確である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900759号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000031号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年7月22日から平成4年8月1日まで

A社に派遣社員として勤務していた期間における厚生年金保険の加入記録がない。請求期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたか不明であるが、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び請求期間にA社において厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間のうち、平成3年7月22日から平成4年7月3日までの期間については同社に勤務していたことが認められるものの、請求期間のうち、同年7月4日から同年8月1日までの期間に係る請求者の勤務実態を確認することができない。

また、A社における請求期間当時の社会保険事務担当者は、派遣社員は本人の希望により社会保険に加入しない者も多くおり、会社としても積極的に加入させていなかった旨回答している上、請求期間同時に派遣社員であったと回答している者のうち、複数の者が本人の希望により厚生年金保険に加入した旨回答している。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を行ったか否かについては、当時の資料が残っていないため不明と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。